

法規 12問 } 24 問 1 時間
無線工学 12問

法 規

[1] 免許人は、周波数の指定の変更を受けようとするときは、どのようにしなければならないか、次のうちから選べ。

1. あらかじめ免許状の訂正を受けるだけでよい。
2. あらかじめ指示を受けるだけでよい。
3. その旨を申請する。
4. その旨を届け出る。

[2] 次の文は、船舶に施設する無線設備に関する無線設備規則の規定であるが、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「船舶の航海船橋に通常設置する無線設備には、その筐体^{きやうたい}の見やすい箇所に、当該設備の発する磁界が に障害を与えない最小の距離を明示しなければならない。」

1. 磁気羅針儀の機能
2. 他の電氣的設備の動作
3. 自動レーダープロットング機能
4. 無線方位測定機の方位測定

[3] 第二級海上特殊無線技士の資格を有する者が、1,606.5キロヘルツから4,000キロヘルツまでの周波数の電波を使用する船舶局の無線電話で国内通信のための通信操作を行うことができるものの最大の空中線電力は、次のどれか。

1. 5 ワット
2. 10 ワット
3. 30 ワット
4. 50 ワット

[4] 無線従事者の免許を取り消されることがある場合は、次のどれか。

1. 引き続き6か月以上無線設備の操作を行わなかったとき。
2. 日本の国籍を有しない者となったとき。
3. 電波法に違反したとき。
4. 免許証を失ったとき。

[5] 船舶局が安全通信を行ったとき、電波法の規定により免許人がとらなければならない措置は、次のどれか。

1. 総務大臣に届け出るとともに無線検査簿に記載する。
2. 速やかに所属海岸局長に通知する。
3. 遅滞なく国土交通大臣に報告する。
4. 総務省令で定める手続により総務大臣に報告する。

[6] 免許人は、検査の結果について指示を受け相当な措置をしたときは、どのようにしなければならないか、次のうちから選べ。

1. その指示及び措置の内容を無線業務日誌に記載する。
2. その措置の内容を無線業務日誌に記載するとともに届け出る。
3. その指示及び措置の内容を無線検査簿に記載する。
4. その措置の内容を無線検査簿に記載するとともに報告する。

法

〔7〕 次の文は、秘密の保護に関する電波法の規定であるが、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してそのを漏らし、又はこれを窃用してはならない。」

1. 情報
2. 通信事項
3. 相手方及び記録
4. 存在若しくは内容

〔8〕 無線局を運用する場合において、無線設備の設置場所は、遭難通信を行う場合を除き、次のどれに記載されたところによらなければならないか。

1. 免許状
2. 免許証
3. 無線検査簿
4. 無線業務日誌

〔9〕 無線電話通信において、応答に際し10分（海上移動業務の無線局と通信する航空機局に係る場合は5分）以上たたなければ通報を受信することができない事由があるとき、応答事項の次に送信することとなっているのは、次のどれか。

1. 「お待ちください」及び呼出しを再開すべき時刻
2. 「どうぞ」及び通報を受信することができない理由
3. 「お待ちください」、分で表す概略の待つべき時間及びその理由
4. 「どうぞ」及び分で表す概略の待つべき時間

規

〔10〕 無線電話の機器の試験中、しばしば自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める電波の周波数により聴守を行わなければならないのは、何を確かめるためか、次のうちから選べ。

1. 空中線電力が許容値を超えていないかどうか。
2. 他の無線局から停止の要求がないかどうか。
3. 周波数の偏差が許容値を超えていないかどうか。
4. 受信機が最良の感度に調整されているかどうか。

〔11〕 156.8MHzの周波数の電波の使用が認められない場合を下の番号から選べ。

1. 遭難通信を行う場合
2. 安全通信（安全呼出しを除く。）を行う場合
3. 緊急通信（医事通報に係るものにあつては、緊急呼出しに限る。）を行う場合
4. 呼出し又は応答を行う場合

〔12〕 船舶局が安全信号を受信したときは、電波法の規定により、どのようにしなければならないか、次のうちから選べ。

1. 自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信する。
2. 自局に関係のないものであつてもその安全通信が終了するまで受信する。
3. できる限りその安全通信が終了するまで受信する。
4. 一切の通信を中止してその安全通信が終了するまで受信する。